

長野県地方税滞納整理機構会計年度任用職員の育児休業等に関する条例

令和2年2月6日

長野県地方税滞納整理機構条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の規定により、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(育児休業等)

第2条 会計年度任用職員の育児休業等については、職員の育児休業等に関する条例（平成4年長野県条例第1号）の例による。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。